

田野畑村高等教育支援特別給付金のご案内

この制度は、新型コロナウイルス感染症の影響により生活が困難となっている学校教育法に規定する高等学校、大学及び高等専門学校並びに専修学校に在籍する生徒または学生の保護者に対し、田野畑村高等教育支援特別給付金を支給するものです。

1. 誰がもらえるの？（支給対象者）

令和3年6月1日を基準日とし、高等学校以上の学校(県内外を問いません。)に在籍している生徒または学生の保護者が対象です。

2. いくらもらえるの？（給付額）

高等学校、高等専門学校（1～3年生）	3万円
大学、短大、専門学校、高等専門学校（4～5年生）	5万円

3. どうやって申請するの？

村では、対象となる年代のご家庭に申請書類を郵送します。申請を希望する方は、申請書に必要事項を記入して添付書類と一緒に役場に提出してください。（申請書は村ホームページからもダウンロードができます。申請書の届かない方は、役場に連絡して申請書をお受け取りください。）

4. 必要な書類は？

- ・ 申請書（様式第1号）、請求書（様式第3号）
- ・ 対象者の在学確認書類（在学証明書等）

5. いつもらえるの？

令和3年6月1日から12月31日を実施期間とします。申請後に支給が決定したら決定通知書が届きます。その後に給付金が口座振り込みとなります。

問い合わせ先

〒028-8407 田野畑村田野畑143番地1

田野畑村役場 総務課 大澤

電話 0194-34-2111（内線16）